

香港による日本産食品の輸入規制の変遷

時期	内容
2011年 3月24日	<p>【輸入規制の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 5県産（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳の輸入禁止 ② 5県産の食肉、家禽卵及び水産物への日本政府発行の放射性物質検査証明書(Codex 基準)の添付 ③ 日本産食品への水際検査
2018年 7月20日	<p>【輸入規制を一部緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4県産（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳の輸入停止措置を条件付き（①輸出事業者証明書、及び②放射性物質検査証明書の添付）で解除
2021年 1月1日	<p>【輸入規制を一部緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5県産（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）を除く42都道府県産の全ての食品について、全ロット検査は行わず通常の検査に移行 ・ 5県産については、野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳、水産物、食肉及び家禽卵を除く全ての食品について、全ロット検査は行わず通常の検査に移行